

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

実施方針【修正版】

平成27年11月19日

栃 木 県

## はじめに

栃木県（以下「県」という。）は、総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法第5条第1項の規定に基づき、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、同条第3項の規定によりここに公表するものである。

平成27年9月11日

栃木県知事 福田 富一

## 目 次

<b>1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業内容に関する事項.....	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	7
<b>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>9</b>
(1) 募集及び選定の方法.....	9
(2) 募集及び選定スケジュール.....	9
(3) 募集手続等.....	10
(4) 入札参加者の資格等.....	13
(5) 審査及び落札者決定に関する事項.....	17
<b>3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>19</b>
(1) 基本的な考え方.....	19
(2) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）.....	19
<b>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>21</b>
(1) 立地条件.....	21
(2) 施設構成.....	21
<b>5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
<b>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>22</b>
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	22
(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	23
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	23
<b>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>23</b>
(1) 法制上及び税制上の措置.....	23
(2) 財政上及び金融上の支援.....	23
<b>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>24</b>
(1) 議会の議決.....	24
(2) 指定管理者の指定.....	24
(3) 提案に伴う費用負担.....	24
(4) 情報公開及び情報提供.....	24
(5) 実施方針等に関する問い合わせ先.....	24

<別紙等>

別紙1 リスク分担表（案）

様式1 実施方針等説明会及び現地見学会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見書

# 1 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### ア 事業名称

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

### イ 公共施設の管理者の名称

栃木県知事 福田富一

### ウ 事業目的

県は、平成26年に策定した総合スポーツゾーン全体構想に基づき、県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図れる施設として、また、平成34年に予定している第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「国体等」という。）の開催に向け、競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する県民総スポーツの推進拠点となる施設を整備する。

本事業は、新体育館、屋内水泳場、外構等（以下「本施設」という。）を一体的に整備するものである。

本事業の実施に当たっては、県は、PFI法に基づく事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設的设计、建設、維持管理及び運営を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

### エ 本施設の概要

本施設は「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」、「外構」及び「自由提案施設」で構成される。「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」及び「外構」は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

#### (ア) 新体育館

メインアリーナ、サブアリーナ及び附属施設である。

#### (イ) 屋内水泳場

50mプール、25mプール（飛込兼用）及び附属施設である。

#### (ウ) 体育館分館（既存施設）

メインアリーナ（主にボクシング競技で利用）及び附属施設である。

#### (エ) 外構

駐車場、駐輪場及び附属施設である。

## (オ) 自由提案施設

本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の任意提案により整備するものであり、本事業の事業目的と合致し、新体育館、屋内水泳場及び外構とあわせて整備することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待されるもので、県の財政負担軽減に寄与するとともに、本事業の事業計画に過度な影響を与えない範囲の施設とする。

## オ 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、選定事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に本施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理を行う方式（B T O方式）とする。

## カ 事業期間

(ア) 設計・建設期間 : 事業契約締結の日～平成33年3月末日（予定）※1

(イ) 運営・維持管理期間 : 平成33年4月1日～平成48年3月末日（予定）※2

※1 開館準備期間も含む

※2 第1期運営・維持管理期間 : 平成33年4月1日～平成35年3月末日  
（国体等が終了する年度末まで）

第2期運営・維持管理期間 : 平成35年4月1日～平成48年3月末日

## キ 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。なお、県が行う体育館分館の修繕工事は本事業の対象外とする。業務内容の詳細については、業務要求水準書(案)を参照すること。

選定事業者が行う業務の範囲は以下のとおりである。

### (ア) 設計・建設段階

選定事業者は、設計・建設段階における以下の業務を実施する。

#### a 設計業務

- ・事前調査及びその関連業務
- ・設計及びその関連業務
- ・各種申請・許認可取得等に関する業務（国庫補助申請補助等）
- ・説明会等の地元対応に関する業務

#### b 建設業務

- ・建設工事及びその関連業務（既存外構解体、造成、外構整備等を含む）
- ・備品等調達・設置業務
- ・各種申請・許認可取得等に関する業務（国庫補助申請補助等）
- ・説明会等の地元対応に関する業務（工事に伴う近隣対策等）
- ・施設の引き渡し業務（県への所有権移転業務等）

#### c 工事監理業務

#### d 開業準備業務

- ・開業準備に関する業務
- ・プール公認取得申請業務

#### (イ) 運営・維持管理段階

選定事業者は、以下の運営業務及び維持管理業務を行う。

##### a 運営業務

- ・総合管理業務
- ・広報・PR業務
- ・スポーツ・健康づくり事業等運営業務
- ・トレーニング指導業務
- ・プール監視等業務
- ・プールの水質等衛生管理業務
- ・プール公認更新申請業務
- ・スポーツ用品の販売・貸出業務
- ・自動販売機運営業務
- ・自由提案事業（自由提案施設による事業、選定事業者が新体育館や屋内水泳場等を専用利用して任意に実施する事業）
- ・事業期間終了時の引継業務

##### b 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・外構施設保守管理業務
- ・植栽管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・修繕業務
- ・体育館分館（既存施設）の改築、修繕及び備品購入等に関する業務
- ・駐車場管理業務
- ・駐輪場管理業務

#### ク 利用区分及び運動施設（新体育館、屋内水泳場、体育館分館）の利用形態

本事業における利用者の区分及び運動施設の利用形態は以下のとおりである。

利用形態の詳細や利用条件、利用料金の設定の考え方、第1期・第2期の運営・維持管理期間と使用する施設との関係等については、業務要求水準書(案)を参照すること。

#### (ア) 競技力向上・大会専用利用

- ・国体を含む各種競技大会の開催や選手の競技力向上のための育成強化を目的とした利用形

態とする。

**(イ) 一般利用**

- ・低廉な料金体系を前提とする県民の生涯スポーツや健康づくりのための利用形態とする。
- ・個人及び各種団体が専用利用し、サークル活動、競技大会、プロスポーツの公式試合及び興行等を実施・開催する利用形態とする。

**(ウ) 事業者専用利用**

- ・選定事業者が体育館施設及びプール施設の一部を専用利用して教室開催や自由提案事業によるサービスを提供する利用形態とする。

**ケ 選定事業者の収入**

本事業における選定事業者の収入は、以下のとおりである。

**(ア) 県のサービス購入料**

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービス購入の対価として、サービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

**a 設計・建設の対価**

本施設の設計及び建設に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を一括払い及び割賦払いにより選定事業者を支払う。

なお、本事業では国土交通省による社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当することを想定しており、県負担分と併せ、年度ごとに一括して選定事業者を支払うことを想定している。

**b 開業準備の対価**

本施設の開業準備に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を本施設の供用開始後に一括して選定事業者を支払う。

**c 運営・維持管理の対価**

県は、運営業務及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

**d 運営・維持管理に要する光熱水費**

県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、選定事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

なお、県への本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

## (イ) 利用者から得る収入

### a 利用者から得る利用料金収入（第2期運営・維持管理期間）

施設・設備に係る利用料金である。

※県は、選定事業者を本施設の「指定管理者（地方自治法第244条の2）」として指定し、利用料金を直接選定事業者の収入とすることを想定している。

### b 受講料収入（教室の開催など）

要求水準に基づいて開催される各種スポーツ教室等の受講者から得る収入である。

### c スポーツ用品の販売・貸出業務により得られる収入

スポーツ用品の販売・貸出業務の実施により得る収入である。

### d 自動販売機運営業務により得られる収入

自動販売機運営業務の実施により得る収入である。

### e 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

## コ 県の収入

本事業における県の収入は以下のとおりである。

### (ア) 利用者から得る使用料収入（第1期運営・維持管理期間）

## サ 本事業に必要と想定される根拠法令

### (ア) 法令

- ・ 地方自治法
- ・ 社会教育法
- ・ スポーツ基本法
- ・ 興行場法
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法

- ・悪臭防止法
- ・建築基準法
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・土壌汚染対策法
- ・文化財保護法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・航空法
- ・景観法
- ・駐車場法
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・電気事業法
- ・ガス事業法
- ・高圧ガス保安法
- ・電波法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・警備業法
- ・食品衛生法
- ・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
- ・各種の建築関係資格法及び労働関係法
- ・個人情報保護に関する法律
- ・その他関連法令等

#### （イ）条例等

- ・栃木県財務規則
- ・栃木県建築基準条例

- ・宇都宮市建築基準施行細則
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例
- ・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行細則
- ・宇都宮市火災予防条例
- ・宇都宮市屋外広告物条例
- ・宇都宮市環境基本条例
- ・宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ・栃木県生活環境の保全に関する条例
- ・宇都宮市景観条例
- ・栃木県都市公園条例
- ・栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・宇都宮市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- ・宇都宮市水道事業給水条例
- ・宇都宮市下水道条例
- ・栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例
- ・栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則
- ・栃木県行政手續条例
- ・栃木県個人情報保護条例
- ・栃木県情報公開条例
- ・栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱
- ・その他の関連条例等

## シ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

## (2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

### ア 選定基準

県が本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、又は県の財政支出額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI法第7条に基づき、

本事業を特定事業として選定する。

#### **イ 選定方法**

- (ア) 県の財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (イ) 県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

#### **ウ 選定結果の公表**

本事業を特定事業として選定した場合には、県ホームページ等において速やかに公表する。  
また、特定事業として選定しないこととした場合にも、同様に公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定の方法

本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

また、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効果的・効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設、運営・維持管理、事業計画における業務遂行能力及び県の財政支出額等を総合的に評価して決定する予定である。

### (2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

平成27年9月11日	実施方針及び業務要求水準書(案)の公表
①平成27年9月11日～18日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成27年9月25日	説明会及び現地見学会の開催
②平成27年9月25日～10月2日	実施方針及び業務要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
③平成27年11月上旬	質問等に対する回答の公表
④平成27年11月上旬～中旬	意見交換会への申し込み受付
平成27年11月下旬～12月上旬	意見交換会の実施
平成28年1月	意見交換会に関する対話内容の公表
⑤平成28年3月	特定事業の選定・公表
⑥平成28年4月	入札公告（入札説明書等の公表）
⑦平成28年5月	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）
⑧平成28年6月	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
⑨平成28年7月	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）
⑩平成28年8月	入札提出書類（提案書）の受付
⑪平成28年12月	落札者の決定・公表
⑫平成28年12月	基本協定の締結
⑬平成29年1月	仮契約の締結
⑭平成29年3月	事業契約の締結

### (3) 募集手続等

#### ア 実施方針及び業務要求水準書（案）の公表、説明会及び現地見学会の開催（①）

本事業に対する民間事業者の参入促進に向けて、実施方針及び業務要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）の中で事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について県の考え方を提示するため、以下のとおり、「実施方針等に係る説明会及び現地見学会」を開催する。

- (ア) 開催日時
  - a 説明会 : 平成27年9月25日（金） 13:30～14:30
  - b 現地見学会 : 平成27年9月25日（金） 15:00～16:00
- (イ) 開催場所
  - a 説明会 : 栃木県総合運動公園陸上競技場会議室
  - b 現地見学会 : 栃木県体育館分館（宇都宮市今宮4丁目7番38号）ほか
- (ウ) 参加者 本事業に参加を希望する民間企業とし、1社2名まで
- (エ) 申込方法 様式1「実施方針等に係る説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにて申し込むこと。
- (オ) 申込先 栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室事業管理担当  
FAX : 028-623-2392  
E-mail: gsz-jigyo@pref.tochigi.lg.jp
- (カ) 申込期限 平成27年9月18日（金）17時まで
- (キ) 開催方法 詳細は県ホームページにおいて示す。

#### イ 実施方針等に関する質問・意見の受付（②）、回答（③）

実施方針等に記載した内容に関する質問・意見を下記により受け付ける。

- (ア) 受付期間 平成27年9月25日（金）～10月2日（金）17時まで
- (イ) 提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式2「実施方針等への質問書」又は様式3「実施方針等への意見書」に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (ウ) 提出先 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室事業管理担当  
FAX : 028-623-2392  
E-mail: gsz-jigyo@pref.tochigi.lg.jp
- (エ) 回答方法 平成27年11月上旬までに県ホームページで公表する予定である。

#### ウ 意見交換会の受付、実施（④）

本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、実施方針の公表段階において、対面方式による意見交換（対話）の場を設けることを予定している。

意見交換会の実施に当たっては、以下の議題を対象とする方針である。なお、各参加者は議題を任意で選択でき、全ての議題について対話することを必須としない。

(ア) 議題1：設計・建設業務の要求水準等

・参加者は設計・建設業務について、業務要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化や施設計画の考え方の確認を目的とした対話を行うことができる。

(イ) 議題2：開業準備業務の要求水準等

・参加者は開業準備業務について、業務要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化を目的とした対話を行うことができる。

(ウ) 議題3：運営・維持管理業務の要求水準等

・参加者は運営・維持管理業務について、業務要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化を目的とした対話を行うことができる。

(エ) 議題4：自由提案事業の要求水準及び事業条件等

・参加者は自由提案事業について、業務要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化や事業条件（運営（設置）場所、メニュー及び料金の考え方等）の確認を目的とした対話を行うことができる。

(オ) 議題5：その他

・参加者は実施方針記載事項等の確認を目的とした対話を行うことができる。

意見交換会の内容については、入札参加者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する予定である。また、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

(ア) 申込期間 平成27年11月上旬から11月中旬まで

(イ) 申込方法等 意見交換会の申込期間、申込方法の詳細は県ホームページにおいて示す。

(ウ) 実施時期 平成27年11月下旬～12月上旬

(エ) 参加者 意見交換会の参加者は、入札への参加を希望する者であれば、制限はない。なお、入札への参加を希望するグループ（複数企業）で申し込むことも、単独企業で申し込むこともいずれも可とするが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

(オ) 実施の通知 意見交換会の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者に実施日時の中から候補日時を複数通知するので、対応可能な日時を回答すること。なお、その場合に上記（エ）に示した参加者が全員参加できないことは差支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

#### エ 特定事業の選定・公表 (⑤)

実施方針等に対する意見等を踏まえ、PFI事業として実施することが適当であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

#### オ 入札公告（入札説明書等の公表）(⑥)

公表した実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を公表する。

#### カ 入札説明書等に関する質問の受付・回答【第1回(⑦)、第2回(⑨)】

入札説明書等に記載した内容に対する質疑回答を行う。質問の提出方法、提出期間等は入札説明書等により提示する。

#### キ 参加表明書（資格確認申請書を含む。）(⑧)

参加者は参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出すること。資格審査の結果は、参加者に通知する。なお、参加表明書等の提出方法、提出期間等は入札説明書等により提示する。

#### ク 入札提出書類（提案書）の受付(⑩)

資格審査通知により、入札参加資格の確認を受けた参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を提出すること。提案方法の詳細は入札説明書等により提示する。

#### ケ 落札者の決定・公表(⑪)

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）にて、入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定する。県は検討委員会の検討結果を踏まえ、県の財政支出額等を総合的に評価したうえで、落札者を決定し、公表する。

#### コ 基本協定の締結(⑫)、仮契約の締結(⑬)

県は落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、落札者の構成員により設立される特別目的会社（以下、「SPC」という。）と、本事業の事業契約について仮契約を締結する。

#### サ 事業契約の締結(⑭)

仮契約は県議会の議決を経て、本契約となる。

#### (4) 入札参加者の資格等

##### ア 入札参加者が備えるべき資格

###### (ア) 入札参加者の構成等

- a 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない（「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）。
- b 入札参加者のうち、(4)ーエに示すSPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」とし、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」として位置付け、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- c 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

###### (イ) 入札参加者の参加資格要件（共通）

参加グループの構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- a PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- c 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの期間において栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領又は栃木県競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- d 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- e 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- f 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- g 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- h 最近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。

- i 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- j アドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所(株)、みずほ総合研究所(株)がアドバイザリー業務の一部を委託している(株)昭和設計及び西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が参加していないこと。資本面で関連のある者とは、当該企業の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面で関連がある者とは、代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。（1において同じ。）
- k 本事業に係る他の参加グループの構成員又は協力企業として参加していないこと。
- l 検討委員会委員が属する企業若しくはその企業と資本面・人事面で関連のある者でないこと。
- m 次のいずれかに基づく入札参加資格を有する者であること。
  - (a) 平成27年度及び平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第519号又は平成27年栃木県告示第101号）
  - (b) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）
  - (c) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）

#### (ウ) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務に当たる者は、上記(イ)の要件の他にそれぞれ a、b、c、d 及び e の要件についても満たすこと。

##### a 設計に当たる者

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成27年度及び平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第519号又は平成27年栃木県告示第101号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (c) 平成8年4月1日以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の業務委託料500万円以上の新築建築物の実施設計実績を有していること。
- (d) 平成3年4月1日以降に完成引き渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。
  - ①25m以上の屋内公認プール施設の実施設計実績
  - ②延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の実施設計実績

## **b 工事監理に当たる者**

工事監理に当たる者は a の設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。

## **c 建設に当たる者**

### **c-1 共通事項**

(a) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

### **c-2 建築工事に当たる者について**

(a) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）に基づく入札参加資格者名簿において、「建築一式工事」に登録されている者であること。

(b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査における、直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値（P）が、1,400点以上であること。なお、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が1,400点以上であれば、他の者は総合評定値（P）が770点以上であればよいものとする。

(c) 平成8年4月1日以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の建築一式工事实績を有していること。

(d) 平成8年4月1日以降に元請として完成引き渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの施工実績を有していること。なお、この実績は、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

①25m以上の屋内公認プール施設の施工実績

②延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の施工実績

### **c-3 電気設備工事に当たる者について**

(a) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）に基づく入札参加資格者名簿において、「電気工事」に登録されている者であること。

(b) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における、直近かつ有効な電気工事の総合評定値（P）が、830点以上であること。

(c) 平成8年4月1日以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の電気設備工事实績を有していること。

### **c-4 機械設備工事に当たる者について**

- (a) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）に基づく入札参加資格者名簿において、「管工事」に登録されている者であること。
- (b) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における、直近かつ有効な管工事の総合評定値（P）が、780点以上であること。
- (c) 平成8年4月1日以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の新築建築物の機械設備工事实績を有していること。

#### **c-5 土木工事に当たる者について**

- (a) 平成27年度及び平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成26年栃木県告示第518号又は平成27年栃木県告示第100号）に基づく入札参加資格者名簿において、「土木一式工事」に登録されている者であること。
- (b) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における、直近かつ有効な土木一式工事の総合評定値（P）が、900点以上であること。
- (c) 平成8年4月1日以降に完成引き渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の請負金額500万円以上の土木一式工事实績を有していること。

#### **d 運営に当たる者**

- (a) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加者資格を有すること。
- (b) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオのいずれかに係る1年以上の運営実績を有すること。なお、この実績は、運営業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

#### **e 維持管理に当たる者**

- (a) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加者資格を有すること。
- (b) 平成8年4月1日以降に、屋内プール、体育館、トレーニングジム、フィットネススタジオのいずれかに係る1年以上の維持管理実績を有すること。なお、この実績は、維持管理業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

### **イ 参加資格の確認等**

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。
- (イ) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「(4) -ア- (イ)」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加でき

る。

a 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

(ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、「(4) -ア- (イ)」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

b 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

#### ウ 特別目的会社（SPC）の設立に関する要件

(ア) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを栃木県内に設立するものとする。

SPCは会社法に定める株式会社とする。

(イ) 落札者の構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(ウ) 全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまでのSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (5) 審査及び落札者決定に関する事項

#### ア 検討委員会の設置

落札者の選定に当たり、県は学識経験者で構成される検討委員会を設置する。検討委員会の委員については、以下のとおりである。なお、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(敬称略・委員長及び副委員長を除き五十音順)

区 分	氏 名	所 属・役 職 等
委員長	宮本 和明	東京都市大学都市生活学部教授
副委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
委員	小山 さなえ	作新学院大学経営学部教授
委員	高田 純子	公認会計士、税理士
委員	中村 祐司	宇都宮大学国際学部教授
委員	藤井 和彦	白鷗大学教育学部准教授
委員	三橋 伸夫	宇都宮大学大学院工学研究科教授

#### イ 落札者の決定

入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定し、県は検討委員会の検討結果を踏まえ、県の財政支出額等を総合的に評価したうえで、落札者を決定する。県は、落札者と協議を行い、協議が整った場合には落札者と基本協定を締結する。また、基本協定を踏まえて、SPCと事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

#### ウ 審査結果の公表

県は、落札者決定後速やかに審査結果を公表する。

#### エ 著作権

提出書類の著作権は入札参加者に帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### オ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と選定事業者が適正にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

この考え方に基づいて、県及び選定事業者間における設計・建設段階、運営・維持管理段階等におけるリスク分担の考え方を別紙1「リスク分担表（案）」に提示する。

#### (2) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

県は、業務要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、選定事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであり、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

#### ア モニタリングの実施時期

##### (ア) 設計段階

設計中及び設計の完了時に、選定事業者の設計内容が、業務要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。

##### (イ) 建設段階

選定事業者による工事施工及び工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。建設中及び建設の完了時に、選定事業者により建設された本施設が業務要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。確認の結果、業務要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしていない場合には、県は補修又は改造を求めることができる。また、選定事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

##### (ウ) 運営・維持管理段階

選定事業者の行う運営業務及び維持管理業務が、業務要求水準書及び事業契約で定める水準を満たしているか確認する。また、選定事業者の経営状況及び財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

#### イ モニタリングの結果についての対応

県は、モニタリングの結果、選定事業者が行う業務が、業務要求水準書及び事業契約書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の措置を講じることとする。改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の具体的な手続き等は入札説明書等にて提示する。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 立地条件

所在地	栃木県宇都宮市今宮4丁目
敷地面積	約6.7ha
地域地区	都市公園区域第一種住居地域（特別用途地区）
形態規制	建ぺい率60% 容積率200%

### (2) 施設構成

本施設の施設構成の概要は以下のとおりである。

区分	概要	
新体育館	構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎メインアリーナ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・観客席5,000席以上</li> </ul> </li> <li>◎サブアリーナ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・観客席300席以上</li> </ul> </li> </ul>
屋内水泳場	構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎50mプール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水深最大3.0m（可動床、可動壁整備のこと）</li> <li>※50m、25m、水球、シンクロナイズドスイミングについて、（公財）日本水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする。（公認競泳プール基準対応）</li> </ul> </li> <li>◎25mプール（飛込兼用）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水深最大5.0m（可動床整備のこと）</li> <li>※25m、飛込について、（公財）日本水泳連盟プール公認の取得が可能な施設とする。（公認競泳プール基準対応）</li> </ul> </li> <li>・観客席 固定席 2,000席以上</li> </ul>
その他関連諸室	構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎トレーニング室、多目的スタジオ、幼児体育室等</li> <li>◎会議室、その他関連諸室</li> <li>◎廊下、便所、倉庫等</li> </ul>
延床面積合計		36,000㎡程度とすること
体育館分館 （既存施設）	構成	◎メインアリーナ ボクシングリング 1基
	規模	延床面積 1,288㎡
外構	構成	◎駐車場（490台以上）、駐輪場等
自由提案施設		※事業者の提案による

※表中の面積は、注釈のない限り建築基準法に基づく面積とする。

## 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置によることとする。また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、以下の措置を講じる。

### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### ア モニタリング結果に基づく是正措置等

県は、選定事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は選定事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、選定事業者に対して業務の改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことができる。

#### イ モニタリング結果に基づく契約解除

県は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、選定事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、事業契約を解除することができる。

また、県は、選定事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、県は、事業契約を解除する前に、選定事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

#### ウ 事業者倒産等による事業契約の解除

県は、選定事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他選定事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができる。

#### エ 損害賠償

前2項の規定により、事業契約を解除した場合、選定事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

## (2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

### ア 事業契約の解除

県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、選定事業者は事業契約を解除することができる。

### イ 損害賠償

前項の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、県は選定事業者に生じた損害を賠償する。

## (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議することとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、事業契約の措置に従うこととする。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### (2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案については平成28年2月定例会議に、事業契約に関する議案については、平成29年2月定例会議に提出する予定である。

### (2) 指定管理者の指定

県は、運営・維持管理開始までの間に選定事業者を本事業の指定管理者として指定する予定である。

### (3) 提案に伴う費用負担

提案及び説明会等への出席等に伴う費用については、すべて参加者の負担とする。

### (4) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

### (5) 実施方針等に関する問い合わせ先

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室 事業管理担当 松本、田口、佐藤、渡辺

住 所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電 話：028-623-2593

F A X：028-623-2392

E-mail：gsz-jigyo@pref.tochigi.lg.jp

栃木県ホームページ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/pfi/index.html>

別紙1 リスク分担表（案）

1. 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	選定事業者
計画変更	県の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	県の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの	○	
資金調達	県が必要な資金を調達できない場合	○	
	選定事業者が必要な資金を調達できない場合		○
法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの	○	
税制度の変更	税制度の改正による、選定事業者の収支の影響	法人税の変更によるもの	○
		本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○
		サービス対価の支払に係る消費税法の変更によるもの	○
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
	基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
許認可の遅延等	選定事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの	○	
	上記以外の選定事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
住民対応	本事業を行政サービスとして実施すること及び県からの提示条件（自由提案施設を除く。）に関する住民運動等	○	
	上記以外の調査・工事等の選定事業者の業務に関する住民運動等		○
環境保全	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音・光・臭気に関するもの		○
契約締結	県の責めにより事業契約が締結できない場合	○	
	選定事業者の責めにより事業契約が締結できない場合		○
	上記以外により事業契約が締結できない場合	○	○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、選定事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能	○	○

## 2. 設計・建設段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	選定事業者
測量調査	県が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	選定事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
用地	県が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	県が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等が発見された場合	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
建設工事の遅延・未完工	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事の遅延や未完工	○	
	不可抗力による建設工事の遅延や未完工	○	○
	上記以外の事由による工程変更に伴うもの		○
工事監理	選定事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
物価変動	設計・建設期間中のインフレ・デフレ	○	○
建設工事費	県の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	○	○
	上記以外の要因による建設工事費の増大		○
第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払義務の発生		○
地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設工事費の増加		○
要求性能未達	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

### 3. 運営・維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	選定事業者
施設瑕疵	施設の引渡後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合		○
性能	県の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの		○
物価変動	運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ	○	○
需要変動 (収入及び 業務費)	県の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び県の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
	上記以外によるもの		○
光熱水費 変動	物価変動以外の要因による光熱水費の変動	○	○
自由提案 事業	自主事業、付帯事業の実施に係るすべてのリスク		○
施設・備品の 損傷・盗 難等	不可抗力に起因する損傷等	○	○
	選定事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
	上記以外の要因による損傷等	○	
債務不履行	サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
	支払債務の不履行その他の県の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
支払遅延 ・不能	県の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
第三者賠償	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの	○	
	選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害に関するもの		○
施設明渡	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続きに伴う損益等		○
	事業期間終了時における要求水準の保持		○